

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	排ガス系再循環圧力調整弁等の点検時、制御用空気減圧弁のベント孔よりエアリーク（2台）が認められたため、当該弁を修理	D	
2	1号機	排ガス系予冷機（A・B）入口弁の点検時、制御用空気電磁弁の排気孔よりエアリーク（2台）が認められたため、当該弁を修理	D	
3	1号機	主タービンリフトポンプインターロック用圧力スイッチ（PS-14-1）の点検時、動作不良（チャタリング）が認められたため、当該圧力スイッチを交換	D	
4	1号機	主タービンバイパス弁（No. 4）開度表示用リミットスイッチの点検時、点検窓取付ネジ（2箇所）に折損が認められたため、当該ネジを交換	D	
5	1号機	非常用ディーゼル発電機（1B）発電機軸受油供給配管において、サポート固定用ボルト及びナットに外れが認められたため、当該ボルト及びナットを取付	C	
6	1号機	非常用ディーゼル発電機（1B）起動空気制御用電磁弁端子箱において、蓋固定用ビス（2箇所）に外れが認められたため、当該ビスを取付	D	
7	1号機	循環水ポンプ（A・B）の点検時、軸中間カップリングキー等に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
8	1号機	低圧給水加熱器（3B）ドレン水位調整弁において、グランドリーク（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	1号機	主タービン第6軸受メタル（下半）の浸透探傷検査時、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
10	1号機	主タービン第5軸受メタル（下半）の浸透探傷検査時、摺動傷が認められたため、当該部を修理	D	
11	1号機	安全保護系保護検出要素性能（校正）定期事業者検査成績書の確認において、主蒸気流量の入力値（圧力）及び原子炉水位の入力値（差圧）に誤記が認められたため、対応検討	C	
12	2号機	タービン建屋所内蒸気戻り凝縮水タンク温度指示計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
13	2号機	硫酸第一鉄注入補助タンクろ過水供給元弁において、グランドリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン蒸気供給配管ドレン配管レベルスイッチ等の点検時、計装部品のサポートへの固定ボルトに折損（2箇所）が認められたため、当該ボルトを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	廃棄物処理系床ドレンサンプルタンク（A）入口配管ドレン弁の点検時、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を交換	D	
16	4号機	シュラウド健全性確認のための炉心監視データの確認時、平成18年12月に誤記（原子炉熱出力と炉心流量の2箇所）が認められたため、対応検討	B	
17	4号機	復水脱塩装置混合樹脂塔の逆洗水出口弁点検時、フランジ部にライニングの剥離が認められたため、当該部を修理	D	
18	4号機	ドライウェル床ドレンサンプ出口プロセス放射線モニタにおいて、一時的な指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
19	4号機	換気空調系常用冷却装置冷凍機（C）の点検時、凝縮器水室の防蝕亜鉛板固定用ボルトの外れが認められたため、当該部を修理	D	
20	5号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器冷却水温度調節弁の点検時、弁棒に摺動傷が認められたため、当該弁棒を交換	D	
21	6号機	管理区域退室時において、電子式線量計（APD）の一時不携帯が認められたため、対応検討	C	
22	集中環境施設	廃液乾燥固化系添加剤計量管（B）出口弁制御空気電磁弁の点検時、動作不良が認められたため、当該弁を修理	D	
23	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒固化貯槽換気脱湿塔（C）出口露点計の点検時、計器精度に許容値外れが認められたため、当該露点計を修理	D	
24	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備ろ過水供給入口圧力計において、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
25	集中環境施設	計装用圧縮空気系空気圧縮機後部冷却器（B）ドレントラップ均圧弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	その他	保全業務への労働者派遣契約2月分の検収時、契約時間外の超過（2件）が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで